六の一、一一〇六の二、一一〇七の一から一一〇七の三まで、一一〇八の一、一一〇 | | 〇三の||、 | | 〇四の|、 | | 〇四の||、 | | 〇五の|、 | | 〇五の||、 | | 〇 一〇一の一、一一〇二の五、一一〇二の七から一一〇二の一〇まで、一一〇三の一、

岐阜県告示第五百六十七号

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

岐阜県告示第五百六十九号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

指定の目的

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

県道

岐

類の道 種路

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に

岐阜県告示第五百七十号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十一年十月六日

## 岐阜県知事 古 田

路 線 名
区間
ル (延 ) メ ー ト長
の 期 日
ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第五百七十一号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

(641)

なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

岐阜県知事

古

田

		ļ				類の道 種路
	路					
山倉 線						線 名
四八八番の三地先まで同の市同の町の一切の一切の一方の一の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一	洞四九六番地先から郡上市美並町白山字木之	古洞五三二番地先地内	郡上市美並町白山字羽佐	まで五三四番の二〇地先	からおります。おります。おります。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	区間
後	前	後	前	後	前	別前変区 後更域
÷	~ ~ ~	\$ \$ \$ \$	四 九 五 五	<del>季</del> 写 <del>三</del> 五	<u>₹</u> <u>=</u> 7 <u>±</u>	ル (メート ト 幅
<i>≡</i> / ∃			<u>=</u>			ル (メート 長
						備考

岐阜県告示第五百七十二号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田

国一道般

六二 号百 五 十

八一五番一〇地先から中津川市坂下字西高辺

前

烹了

七六八番一地先まで同れる一地の一下一次上高辺二

後

示了 <sub>至</sub>

類の道 種路

路 線

名

X

閰

別前変区 後更域

ル (員敷 (メー の ト 幅

延

長

備 考

## 類の道 種路 県道 福白 路 線 岡川 線 名 〇番一地先まで同 郡同 町同 二番三地先から加茂郡白川町三川字佐古八二 X 字山田七七 閰 ー ル(メ ト長 三至0 三平 **⇒**成 の 供用開始 期 日 ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十一年十月六日

岐阜県収用委員会 会長 端

元

博

保

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の

岐阜県収用委員会告示第一号

収用委員会告示

岐阜県告示第五百七十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十一年十月六日

岐阜県知事 古 田

起業者の名称

事業の種類

Ξ 各務原都市計画道路事業三・三・二号岐阜鵜沼線

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 岐阜県各務原市蘇原申子町一丁目

六	地				
番	番				
雑種	公	114			
地	簿	地			
雑種	現	目			
建地	況	Я			
	公	地			
六三	簿				
	実	積			
六八・八四	測	(m)			
11四• 六川	積(m) 収用しようと				

注 縦覧に供する。 収用しようとする地積に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて

四 土地所有者の氏名及び住所

	五		
氏	土地に関して	興和産業株式会社	氏
名	に関して権利を有する関係人の氏名、	会社	名
住	関係人の氏名、	岐阜県各務原·	住
所	住所及びその権利の種類	岐阜県各務原市蘇原申子町一丁目三番地	
権利	類	地	所
の 種			
類			

名 住 所 権利の種類

( 643 )	平成21年10月6日	岐	阜	県	公	報		第	2087号
					平成二十一年九月十五日	六 裁決手続の開始を決定した年月日	高 <b>橋</b> 光 <b>雄</b>	広村勝男	広村 勝男
					五日	定した年月日	一愛知県一宮市三条字田畑五二番地	目二番地の一六	目二番地の一六愛知県名古屋市瑞穂区岳見町四丁
							七〇号) 根抵当権 (平	一七一三号) 成九年十一月 成九年十一月	,差押 十七日·第二 十九一八号)